

日本認知行動カウンセリング協会「認知行動療法実践看護師」資格認定規定細則

1. 「認知行動療法実践看護師」資格の更新について

資格認定証の有効期限は3年であり、更新手続きは次の通りとする

- A. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書を添えて、資格認定委員会宛に申請する。
- B. 資格認定委員会における更新の審査は原則的には書類審査によって実施され、常任理事会の議を経て決定される。
- C. 更新申請者は更新希望日から起算して過去3年間において、以下のa b cの条件を満たしていることを要する。
 - a. 本協会の主催する認知行動療法実践看護師のための研修会（フォローアップセミナーや認知行動療法専門カウンセラーが実施するセミナー等を含む）の受講（15時間以上）。
 - b. 本協会ですーパーバイズを年1回以上受け、かつ認知行動療法の専門学会*の年次大会への1回以上の参加。
※専門学会とは、日本行動療法学会、日本認知療法学会、日本認知行動看護学会を指す。参加証のコピーを提出すること。
 - c. 本協会の主催するセミナー等の講師またはその補佐を行うことによりa bの読み変え（15時間以上）。
- D. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。
- E. 更新手数料は10,000円、資格再登録料は0円とする。

付則

1. 本規定は平成22年12月11日より発効する
・平成24年2月19日一部改正
2. 本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする